漢代皇帝支配秩序の形成

——帝陵への徙遷と豪族——

好並隆司

序言

さきに小論「西漢皇帝支配の性格と變遷」において、漢代の皇帝が生前にきづいた[1]、いわゆる「初陵」に邑をつくり、そこに擇ばれた特定の人々を移し、中央集權の實をあげたことを述べた。この陵邑についての指摘はさきに鎌田重雄・貝塚茂樹兩氏もふれておられるが、小論ではとくに、宇都宮清吉氏の「西漢の首都長安[2]」と題する論文に啓發されるところが多かった。氏は班固の西都賦に記す「三選」を「高官の家々、富人およびその人々を役使する兼併家たち」に比定されたのであるが、小論では富人＝商人とみなし、流通を介して中央集權をはかる政策として、徙民の問題をとらえた。そして宇都宮氏が示唆された兼併家＝大土地所有者の檢討は充分おこなっておらないのみならず、いくぶん否定的に考えていたのである。ふりかえるとこの問題は感性的な段階でとどめておくべきでなく、あらためて再論する價値のある論點ではないかと思えてきた。本稿では陵邑に徙遷する人たちのうち、大土地所有を基盤としている富人に焦點をあてて、漢代の土地所有制にあらたな照明をあててみたいと考える。徙民そのものについては春秋戰國期からみえるが、本稿では省略し、漢代の徙遷政策それ自體についても舊小論の參照をおねがいして、ここでは論旨に必要な點だけ扱うことをあらかじめおことわりしておきたい。

一　陵邑徙民の意義と歴史

舊小論では漢初、劉敬にはじまる徙民策を指摘しながら、その上奏文自體は引用しなかった。ここでそれを引用して彼の徙民の意圖がどんなものであったかをあらためて確認しておきたい。

秦中新たに破り、民地の肥饒なるは少く、益實すべきなり。夫れ諸侯初めて起ちし時、齊の諸田、楚の昭・屈・景に非ざればよく興るなし。今、陛下關中に都すと雖も實に人少し。北は胡寇に近く、東に六國の彊族あり。一日變あれば陛下また未だ安枕して臥するを得ざるなり。臣願わくは陛下、齊の諸田・楚の昭・屈・景、燕・趙・韓・魏の後、及び豪傑名家を徙して且に關中に實つべし。事なければ以て胡に備うべく、諸侯變あれば亦率いて以て東伐するに足る。此れ彊本弱末の術なり。上曰く善しと。迺ち劉敬をして言う所を關中に徙せしめること十餘萬口。

これによると高祖は陝西の地を新たに平定したが、劉敬のみるところ人間の數が少く、肥饒な耕地は少いので勞働力の充實が必要である。一體中國全體の狀況をみると、北に匈奴の勢力があり、東には六國の宗族が盤居していて、いずれの勢力も放置できない。だから東方の豪族や名家を關中に移すことにすれば、匈奴への備えとなるし、諸侯が反亂のばあいでもこれに對處することができるという。總括的にみると劉敬のこの策は右文に表現されているとおり強本弱末の術、つまり中央集權策なのである。ここで徙民の趣旨が勞働力の充足にあるとされる以上、徙す對象は商人のみならず兼併家が含まれ、彼の圍い込んでいる勞働力に中央政府が期待していたことはまず疑いのないところである。咸陽に十二萬戸を移した始皇帝ほどの規模でないにしてもほぼ秦制を踏襲したとみてよいであろう。

十餘萬人の徙された場所をさぐると、顔師古は高陵・華陰・櫟陽・好畤などの地をふくむ三輔であると注釋している。まず高陵は左馮翊に屬する縣であり、そこは秦の昭王の同母弟顯の封ぜられた地で、漢代、左輔都尉の治所となっている。次に華陰は京兆尹に屬する縣で、全祖望の注記によると、漢代、京輔都尉の治所であった。そしてもとは魏の地であ

って、陰晉と稱し、秦の惠文王五年に寧秦と改め、さらに高祖八年に華陰となったのである。櫟陽は左馮翊に屬する縣であり、項羽傳にみえる武將司馬欣がまず都をおき、ついで高祖が二年に首都と定め、七年に長安に移ったといういきさつがある。そもそもこの地は古く秦の獻公二年に城壁が築かれて、公が雍の地からここに都を移したといういわれのある邑であった。おわりの好畤は右扶風に屬し、秦の始皇帝が梁山宮をこの地にたて、のち宮人繆毒の反亂・斬殺された所が、まさにここであった。

以上のように顏師古が徙民の地としてあげている土地柄は新邑ではなくて、それぞれ歷史を經た舊都邑であった。そして徙民をこのように分散し、都尉の治所に配置したのは地方名家・豪強を直接、規制すると同時に、その集團に含まれる客・奴婢を城邑外の「肥饒の地」において耕作させるためであった。このように、漢代の徙民は秦が首都に商賈を集めて流通のかなめを握り、中央集權の實をあげたのと多少ちがって、首都近傍の肥沃の土地の經營が、その目的に含まれていたのではあるまいかと思う。

ところでこの劉敬の策の實施は漢書卷一、下に、

（九年）十一月徙齊楚大族昭氏・屈氏・景氏・懷氏・田氏五姓關中、與利田宅。

とあるから、九年十一月の時點だと思われる。したがって最初の豪強たちの徙民は皇帝の初陵邑でなく、もっと一般的な意味で三輔の地に行なわれたのである。しかし、漢舊儀によると、

太上皇萬年邑千戶、天下民貲三百萬以上、與田宅守陵。

とあって、太上皇の守陵のために萬年邑に徙民した記錄もまた見出せるのである。この設置時點を漢書によってみると、

（十年）秋七月癸卯、太上皇崩、葬萬年。

と、翌十年の七月と明記され、さきの漢舊儀の記事はこの後しばらくしてからのものだろうと推測できるのである。それは師古が『三輔黃圖』を引用しての注に、

言、高祖初居櫟陽、故太上皇因在櫟陽、十年太上皇崩、葬其北原、起萬年邑、置長丞也。

とあるように、太上皇を櫟陽の北方の野原に葬って、すぐさま萬年邑を置いたことからも證明される。そしてそこに貲産三百萬以上の富人を移置したのである。この文章には沈欽韓が注を施しているが、そこでは、

韋玄成言、太上皇居陵、旁立廟而昭靈后等、各有寢園、後書虞延傳、光武東巡、過小黃、高帝母昭靈后園陵在焉、則高祖母不同葬萬年明矣、黃圖言、其陵在東者太上皇、西者昭靈后不足據也。

とある。これでみると、太上皇と昭靈后の陵が同じく萬年にあったかどうかが議論されているのであるが、その點はしばらくおいて、高祖の兩親の廟祀のために民を徙し、いわゆる「奉陵の民」としたことは明らかである。このように、二つの意味內容の異なる徙民があい前後しておこなわれたのであるが、この時點以後はおおむね、雙方の意味をあわせもつ形態で、前漢末まで陵邑に移民し、宗廟を奉祠させるとともに、肥沃の耕地を擴大することを計ったのである。舊小論でもふれたように、漢書地理志では齊の諸田のほか、諸功臣を長安に都したときに、高祖の陵である長陵邑に移したと記し、文獻通考はこの見解を踏襲している。しかし長安奠都は漢書高帝紀によると、

（七年）二月……治未央宮、自櫟陽徙都長安。

とあるところからみて、遷都は齊の諸田を移す時點より二年も前のことである。だから地理志の記述はやはり、正確さを缺いているとしなければならない。長陵は「高帝置」（地理志・左馮翊）とあり、王先謙注には「高帝陵十二年置」とある。ここからみても、齊の田氏を長陵に移したとする記載はその時點決定において、九年から十二年までの幅があり、嚴密性に缺けている。

次に惠帝の安陵については、地理志右扶風の條に王先謙が注記している。そこには、

惠帝陵、黃圖去長陵十里、關中記、徙關東倡優樂人五千戶以爲陵邑、善啁戲、故俗呼啁陵。縣人馮唐・爰盎、見本傳。

とあり、漢書惠帝紀には六年秋八月戊寅のこととして、

帝崩于未央宮、九月辛丑、葬安陵。

とあるから、六年九月に俳優や樂人を安陵に移し、祭祀の一助としたものとおもわれる。

次に文帝の霸陵については、もと、芷陽と稱していたのを「文帝が更名」して次にしるすとおり、

文帝陵、將相表、孝文九年以芷陽鄉、爲霸陵縣。（王先謙　注）

霸陵としたのである。七年に文帝は沒しているから、この九年は前九年のことかとおもわれる。漢書本文には九年「春大旱」としか記されておらず、史記文帝紀は六年から十三年まで記事を缺いているので、このことを確かめる手だてはない。ただ先謙注をもとにして考えると、鄉を縣に昇格して初陵邑としたのは文帝がはじめてだということになる。しかしこの條にはそれにともなう徙民の記事がない。それゆえ、文帝の初陵設置がすぐさま強幹弱枝の政策的意味をもっていたとするにはなお明證がない。やはり私が舊稿[8]で推定したように、景帝以後になって漸く、強幹弱枝策と祭祀のための徙民とが合體せしめられたとみるのが妥當であろう。

以上、檢討してきたのは景帝期以前の徙民の種類とその役割りであった。すなわち、一方では匈奴と諸侯の反亂に對應するために、東方六國にいる強族を三輔に移しおくことがおこなわれるが、それは軍事・經濟雙方の效果を狙うものであった。他方では萬年邑以下、諸帝の陵を祭祀するための、樂人らの徙民であった。この二つの系列の徙民がやがて統一され、初陵邑そのものに「強幹弱枝」と「奉陵」の雙方の目的のために有力者たちを移住せしめる制度が確立していったのである。

さて、徙民がこうした目的で行なわれるようになり、前漢末に至るまで、その政策は繼續されるが、そのうちもっとも典型的に實施されたのは宣帝・元帝期であろうが、その分析にはいるまえに景帝以後の前漢期・徙民政策を概觀しておこう。

1　徙郡國豪桀及貲三百萬以上于茂陵。（漢書武帝紀）

これは元朔二年夏の條にしるされるものであるが、さきだつ建元二年夏に「初置茂陵邑」と初陵の設置が卽位後、間をおかず行なわれている。そして三年に「賜徙茂陵者戶錢二十萬、田二頃……」とあって、どのような人達を徙したのか分明でないが、徙民に對して錢・耕地を授與している。茂陵に貲產を三百萬以上の者を徙す策の直接の提案者は主父偃であったが、彼の意見は、

又說上曰、茂陵初立、天下豪桀兼併之家、亂衆（之）民、皆可徙茂陵、內實京師、外銷姦猾、此所謂不誅而害除、上又從之。（漢書卷六四上　主父偃傳）

とみえる。すなわち、ここでの徙民の理由は劉敬のように匈奴侵入・諸侯の反亂などの軍事的なものでなく、兼併家が庶民を經濟的に侵害する、その對策としての徙民を企圖しているのである。所與の狀況は漢初と武帝期とではこのようにことなるが、「內實京師、外銷姦猾」というように、これもまた強幹弱枝の策であることは劉敬案と全くちがっていない。時代狀況の異なるだけで、劉敬案の再現が主父偃策だといってよいであろう。このなかで彼のいう豪桀兼併家とは「貲產三百萬以上」としているのであるが、その標準については注意を喚起しておきたい。

2　本始元年春正月、募郡國吏民、貲百萬以上徙平陵。（漢書卷八　宣帝紀）

この平陵は昭帝の陵であるから、初陵邑ではなかった。すでに、

平陵、昭帝置。（先謙曰、昭帝陵、黃圖、陵去茂陵十里、東西廣三丈五步。通典、槐里縣、武帝割置茂陵、昭帝又割置平陵、有肥牛亭）

というように、昭帝自身が初陵としておいたものに宣帝が奉邑を設けたものであろう。武帝の妃、趙倢伃の墓地の雲陵は昭帝卽位のおりに設けられ、始元四年夏に、「徙三輔富人雲陵、賜錢戶十萬」とみえるように富人を移しているのでこのばあいは初陵徙民の形はとられていないようである。すなわち、先帝の陵にたいして祭祀するのが、陵邑附設のたてまえとなっているのである。右、引用文の「募」であるが、文字どおり希望者のみを對象とするのでなく、徵募の意味である。

漢書巻七一、平當傳に、

祖父以訾百萬、自下邑徙平陵。

また同書巻七七、鄭崇傳に、

祖父以貲、徙平陵。

おなじく、何並傳に、

祖父以吏二千石、自平與徙平陵。

とある表現からみても、貲百萬、吏二千石などが「制」度によって移されるので、自由意志とはみられないからである。

さて、次の宣帝は初陵邑をおいた。

3　元康元年春、以杜東原、上爲初陵、更名杜縣、爲杜陵、徙丞相將軍列侯吏二千石貲百萬者杜陵。

とあるのがそれである。地理志によれば、京兆尹に屬する杜陵はもとの杜伯國であるが、王先謙の注するところでは、

宣帝陵、秦武公縣杜……宣帝樂之、起陵更名……。

というように宣帝はこの土地柄が氣にいって初陵邑をおいたのである。平陵、茂陵と同様に、杜陵に移ったものは官僚層でもずいぶん多かったようで、たとえば漢書巻八七　蕭望之傳には、

蕭望之……東海蘭陵人也　徙杜陵、家世以田爲業、至望之、好學治齊詩……京師諸儒稱述焉。

とみえるのは彼がもともと蘭陵で世々田業をこととする地主であったことを示しているものであり、それによって貲産百萬以上を貯えていたとおもわれる。

次の元帝も初陵をおくのであるが、宣帝とはちがって儒家思想を尊重したため、初陵邑を奉ずる民の徙遷は止めにしたようである。漢書巻九、元帝紀、永光四年冬十月の條に、

4　乙丑、罷祖宗廟在郡國者、諸陵分屬三輔（師古曰、先是諸陵總屬太常、今各依其地界、屬三輔）、以渭城壽陵亭部原上

爲初陵、（服虔曰、元帝所置陵也、未有名、故曰初。王念孫曰、原字上有北字、而今本脱之、則不知在何方矣。漢紀正作北原上、宣紀云以杜東原上、爲初陵。哀紀云、以渭城西北原上、永陵亭部爲初陵、皆其例也）詔曰、安土重遷黎民之性、骨肉相附、人情所願也、頃者有司緣臣子之義、奏徙郡國民、以奉園陵、令百姓遠棄先祖墳墓、破業失産、親戚別離、人懷思慕之心、家有不安之意、是以東垂被虚耗之害、關中有無聊之民、非久長之策也、詩不云乎、民亦勞止迄可小康惠此中國以綏四方。今所爲初陵者勿置縣邑、使天下咸安土樂業、無有動搖之心、布告天下、令明知之、又罷先后父母奉邑。（應劭曰、先后爲其父母、置邑守冢、以奉祭祀、既已久遠、又非典制、故罷之、師古曰奉邑……）

とあるによってその大體を察することができる。郡國廟をやめ、諸陵を内朝官たる太常の管轄からはずすのはいずれも皇帝の専制的支配力が儒家思想によって拘束されたことを示す。[4] 初陵の設定は従前どおりでも陵邑を徙民によってうめるのは民の父母の祭祀を放棄させることにつながり、彼らの財産をもうしなわせるから、官僚たちは皇帝の祭祀權を抑制して、民の孝道を果さしめようとしたのである。その前提としての郡國廟の廢止は貢禹の上奏を契機として韋玄成ら四四人の請願によって實施されている。陵邑徙民の中止もこれら儒家的官僚の意見の反映であろう。初陵はこうして帝室の私的祭祀に限定づけられ、「臣子の義」を明らかにし、強幹弱枝を果す術としての意味は後退したのである。

成帝の時代も宣帝と同じく初陵の設置だけがあった。漢書卷十　成帝紀に、

5　建始二年……閏月、以渭城延陵亭部爲初陵。

とあるのがそれである。ところで、鴻嘉元年の條には、

6　壬午、行幸初陵、赦作徒、以新豐戲鄉、爲昌陵縣（師古曰、戲水之鄉也、錢大昭曰、郡國志、新豐有戲亭、御覽三七引、三輔舊事、成帝作延陵、及起廟、竇將軍有青竹田、在廟南、恐犯踏之、言作陵不便、乃徙作昌陵、取土十餘里、土與粟同價、永始元年詔曰、作治五年、客土疏惡、正謂此也）

とあり、宣帝と同様、皇帝領を昌陵縣とし、翌年、

夏、徙郡國豪桀、貲五百萬以上五千戸于昌陵、賜丞相・御史・將軍・列侯・公主・中二千石冢地第宅（師古曰、並於昌陵、賜之）

というように豪桀、貲五百萬以上の者を昌陵に徙そうとしている。この時期に徙民を行うのは新舊兩方針の衝突・矛盾のあらわれであって、皇帝派と儒家官僚派の抗爭のためかとおもわれる。永始元年の條に、

秋七月詔曰、朕執德不固、謀不盡下過、聽將作大匠萬年言、昌陵三年可成、作治五年、中陵司馬殿門內、尙未加功(注)、天下虛耗、百姓罷勞、客土疏惡、終不可成、朕惟其難、怛然傷心、夫過而不改、是謂過矣、其罷昌陵及故陵、勿徙吏民、令天下毋有動搖之心。

とみえるのは舊方針ひいては皇帝派官僚の敗北を意味している。陳景雲の注釋によると、

先是、劉向諫昌陵事、有還復故陵之請、而次年詔言、侍中衞尉長數白、宜早徙家、反故處、故處卽故陵也、反故陵謂仍還渭城延陵。

と云い、周壽昌は、

宋、王益之・西漢年紀考異云、汪彥章用南唐本、考證作反故陵。

と述べており、故陵に還復するよう劉向や淳于長が上奏したというのであるから、劉向らは新方針の支持者であったはずである。しかし、漢書卷三六　劉向傳によって右の諫奏を參照すると、

……久之營起昌陵、數年不成、復還歸延陵、制度泰奢（先謙曰、成帝以渭城延陵亭部爲初陵、在建始二年、以新豐戲鄉爲昌陵縣、在鴻嘉元年、罷昌陵、反故陵、在永始元年、反故陵、卽此傳所云、復還歸延陵也、反故陵後、制度仍奢、故向上此疏、未云初陵之橅、宜從公卿大臣之議、明向此疏諫延陵制度之奢、非諫昌陵也。谷永傳云、五年不成而後反故、又廣玕營、表發人冢墓、斷截骸骨、暴揚尸柩、百姓財竭力盡、愁恨感天、又云、且寢初陵之作、止諸營繕宮室、與向此時進諫事、可互證、漢紀通鑑並載此疏於永始元年罷昌陵之前、以爲向諫昌陵誤矣）

とあって、泰奢なることを昌陵にかけるか、延陵にかけるかという點で考證家は本文に疑義を呈しているのであるが、その上疏は、同じ劉向傳に右文をすぐ引きついで、

……昔、高皇帝既滅秦、將都雒陽、感寤劉敬之言自以德不及周、而賢於秦、遂徙都關中、依周之德、因秦之阻世之長短、以德爲效、故常戰栗不敢諱亡、孔子所謂富貴無常、蓋謂此也……孝文寤焉、遂薄葬、不起山墳……陛下卽位、躬親節儉、始營初陵、其制約小、天下莫不稱賢明、及徙昌陵、增埤爲高、積土爲山、發民墳墓、積以萬數、營起邑居、期日迫卒、功費大萬百餘、死者恨於下、生者愁於上、怨氣感動陰陽、因之以饑饉、物故流離以十萬數、臣甚憯焉、以死者爲有知、發人之墓、其害多矣。……初陵之橅宜從公卿大臣之議（……師古曰謂規度墓地……沈欽韓曰、方言所以墓謂之橅、注謂規度墓地也、引此初陵之橅則字當從上作撫非。　先謙曰、官本注在初陵之橅下議作義是）以息衆庶書奏、上甚感向言、而不能從其計。

とあり、あきらかにここに語られるのは昌陵の規模・功費の大なるを難じているのである。從って、王先謙の前掲註はやはり誤りであろう。たしかに上疏は延陵に歸ったときのものではあるが、それは昌陵が究極的に建設中止となっていない時點に提出されたものであろう。こうした事情を漢書卷七十、陳湯傳でみると、

初湯與將作大匠解萬年相善、自元帝時、渭陵不復徙民起邑、成帝起初陵、數年後、樂霸陵曲亭南、更營之、萬年與湯議、以爲武帝時、工楊光以所作數可意（師古曰、可天子之意）自致將作大匠及大司農中丞耿壽昌造杜陵、賜爵關內侯、將作大匠乘馬延年、以勞苦秩中二千石。今作初陵而營起邑居、成大功、萬年亦當蒙重賞、子公妻家在長安、兒子生長長安、不樂東方、宜求徙、可得賜田宅俱善、湯心利之。卽上封事言、初陵京師之地、最爲肥美、可立一縣、天下民不徙諸陵三十餘歲、關東富人益多、多規良田、役使貧民、可徙初陵、以彊京師、衰弱諸侯、又使中家以下、得均貧富、湯願與妻子家屬徙初陵、爲天下先。於是天子從其計、果起昌陵邑、後徙內郡國民、萬年自詭三年可成、後卒不就、群臣多言其不便者、下有司議、皆曰昌陵因卑爲高、積土爲山、度便房、猶在平地上、客土之中、不保幽冥之靈、淺外不

固、卒徒工庸以鉅萬數至、然脂火夜作、取土東山、且與穀同賈、作治數年、天下徧被其勞、國家罷敝、府臧空虛、下至衆庶、熬熬苦之、故陵因天性、據眞土、處勢高敞、旁近祖考、前又已有十年功緒、宜還復故陵、勿徙民。上迺下詔罷昌陵。

とあって、昌陵邑建設の經緯とその中止事情を語っている。續いて、

丞相御史請廢昌陵邑中室（師古曰、徙人新所起室居）奏未下、人以問湯、第宅不得徹、毋復發徒。（師古曰、問其不被發徹更移徙邪）湯曰、縣官且順聽群臣言、猶且復發徒之也、時成都侯商新爲大司馬・衞將軍輔政、素不善湯、商聞此語白、湯惑衆下獄、治按驗諸所犯……。

とあり、これにたいして延尉は、

延尉增壽議、以爲不道無正法……明主哀憫百姓、下制書、罷昌陵勿徙吏民。已申布、湯妄以意相謂、且復發徒、雖頗恐動所流行者少、百姓不爲變、不可謂惑衆、湯稱詐虛設不然之事、非所宜言大不敬也。制曰、廷尉增壽當是……湯爲庶人。

と言い「大不敬」には當らないと判斷して湯の處罰は官爵の剝奪だけにとどめた。湯や萬年の立場は全く孤立というのではないが、官僚層の大勢は徙民、初陵邑設置の政策に反對であったといえよう。前揭の成帝紀に淳于長が昌陵建設に反對だったとあるが、漢書卷九三の傳に、

迺追顯長前功、下詔曰、前將作大匠解萬年奏請、營作昌陵、罷敝海內、侍中衞尉長、數自宜止徙家、反故處、朕以長言、下公卿議者皆合長計、首建至第民以康寧、其賜長爵關內侯。

とあって、湯處罰の後に長の賞賜がある。これをみても昌陵建設については皇帝と官僚の間に微妙なかけひきがあったと思われる。次に哀帝では、

7　（哀帝建平二年）七月以渭城西北原上、永陵亭部、爲初陵、勿徙郡國民、使得自安。

と初陵は設けても徙民はしておらず、帝の沒後、義陵と稱した。平帝の場合は初陵自體の設置記事がなく、元始元年の條には「義陵民冢不妨殿中者勿發」と民冢の尊重があり、同年、「追謚孔子曰、褒成宣尼公」と尊崇されている。これは皇帝陵邑・祭祀の絶對權が「孝」道によって拘束されていることを示している。

二　徙遷對象者と貲產基準

一章でみてきたように、皇帝陵邑への徙民は萬民を皇帝の子孫として、その祖先への祭祀を強いると同時に、萬民を臣下として服從させるという現實的支配もまたここに企圖されていた。それゆえ、初陵は過去と現在をつなぐ媒介物として重要であったのである。こうした思想的支配だけでなく、民に產業を放棄させ、親戚と別離させること、武帝紀に記すように「族居するを得ざら」しめる強幹弱枝策でもあったことは史料の明白に語るところである。徙民の強制は民が祖先の墳墓を捨てることをしいることであり、皇帝にとっては孝道の實踐であっても、民にとっては忠の實踐・孝の放棄でしかなかった。儒家は孝道をば嚴密に直系宗族の祭祀と規定するから、民が皇帝の先祖を祭るのは「其の鬼に非ずして祀るは諂なり」と非難するであろう。その動きが、前漢中期以後の元帝代において官僚の運動として大きく展開してきたのである。そうした官僚の基礎にあるのは地方の產業を支配する兼併家の動向であったことはいうまでもなく明瞭であろう。

所で徙遷對象者の內、貲產の標準は時代によって違っている。成帝期では五百萬、漢初と武帝代では三百萬、宣・元帝期では百萬がそれぞれ基準とされている。ここでは漢代最盛期と云える宣・元帝期を基本として分析・檢討してみたいとおもう。その記事をふたたびかかげると、

元康元年……更名杜縣爲杜陵、丞相、將軍、列侯、[a]吏二千石、[b]貲百萬者、[c]徙杜陵。

とある。ここに丞相・將軍は文武官僚のそれぞれ最高位にあるもので、bに吏二千石が記されるのは官僚の徙遷者のうちの下限を示すものかと推定できる。そしてaの列侯は爵制の最上位（二十等爵での）にあたるものを示すのであり、cの貲

産百萬なる基準は徙さるべき財産家のうちの下限を示すものであろう。それゆえ、官僚では丞相・將軍から吏二千石に到るすべての高官、爵身分では最高の二十等級に該當する列侯だけ、財産では百萬錢を超える者すべて、というのが、右、文章の語る徙遷者全員であることになる。諸侯王が對象とならないのは最初、劉敬が諸侯の反亂に對應するため徙遷策を提示したことからみていわば當然であった。しかしながら、これ以外で徙民の對象となった例がある。漢書卷九二、游俠傳に掲げられている郭解という俠士は、

及徙豪茂陵也解貧不中訾、吏恐不敢不徙、衞將軍爲言、郭解家貧不中徙、上曰、解布衣、權至使將軍、此其家不貧、解徙、諸公送者出千餘萬。

と貲産額は徙民の標準に達しないが、豪強に入る者として徙された。こうしたばあいでも「徙」に當るか否かは、貲産によってまず判定されるので、普通には財産を基準として徙民を決めていたのは疑いのないところである。

では列侯・吏二千石がそれと同列に扱われているのは何故だろうか。史記貨殖列傳のよく知られた史料に次の文章がある。

今有無秩祿之奉$^{b'}$爵邑之入$^{a'}$而樂與之比者。命曰素封。$^{c'}$封者食租稅・歲率戶二百。千戶之君・則二十萬。$^{a''}$朝勤聘享出其中。庶民農工商賈、率亦歲萬息二千、戶百萬之家、則二十萬、$^{c''}$而更徭租賦出其中。衣食之欲、恣所好美矣。

右、引用文のa′がさきのa、すなわち列侯を指し、b′がbすなわち吏二千石を指し、c′がすなわち貲百萬なる者を指すのである。それらはa″、c″にみられるようにその收益對象はそれぞれちがうけれども共通して年二十萬の收益を享受するものである。b′の説明がこの文章には缺けているが、その點については、史記汲黯傳に付する如淳の註に、

眞二千石　奉月二萬、二千石　月萬六千。

とあることから計算すると、

16,000×12＝192,000

となり、凡そ、二十萬の收入のあることがわかる。それゆえ、吏二千石もまた二十萬收益者の列に加わっているのであろう。

先掲、史記の文章は「素封」の説明に焦點をあわせているのであるが、それらを各分野にわたって例示しつつ、年收二十萬の條件を擧げている。すなわち、

陸地牧馬二百蹄から始まって、牧牛、牧羊、養豚、養魚、材木業、果樹、漆、桑、麻、竹、畝鐘の田千畝、茜、薑の植付けにいたる諸業をどの位の規模でやれば、「此其人皆與千戶侯等」すなわち年收二十萬になるかをのべているのである。

以上みてきたように、官僚、豪族、有爵者を徙遷の對象とするのであり、それぞれ、種類別にわかれているが、共通點をあげると、年間收益が二十萬以上の者ということであった。このような富者は皇帝の齊民的支配を動搖させるものとみなされて、陵邑に徙して彼らを皇帝の統禦下におくと同時に、地方に盤居する豪族の發展を阻止しようとしたのであった。

三　漢初の爵制と官位

前章でみてきたが、列侯という爵位の頂點に立つ者が徙遷の對象となったのは、年收二十萬以上を得ているという理由からで、別に奇異とは思われぬが、しかし、官と爵とを一應分離して扱っている點は何故なのか、それを明らかにしておきたい。從來の見解では、官と爵とがほぼ見合うものとして把えられているが、漢初では必しもそうでないと思うので、ここですこしく爵制の問題にもふれたい。

爵には商鞅の十七等爵や楚爵等があるが、周爵の傳統を受けつつもなおそれとことなる褒賞的性格を色濃くもっていることに注目する必要がある。商鞅爵のばあいをみると、爵制と官位とが早くも區別されているのが知られる。商君書、境內篇の記事では、

(1)　能得甲首一者、賞爵一級、益田一頃、益宅五畝、庶子一人、乃得入兵官之吏。

とあって、賞をうる條件とそれにみあう褒賞を記している。これと同じ内容を傳聞したものとおもわれる史料に、韓非子定法篇の記事がある。すなわち、

(2) 商君之法曰、斬首者爵一級、欲爲官者爲五十石之官、斬二首者爵二級、欲爲官者爲百石之官、官爵之遷與斬首之功相稱也。

とあるのがそれである。(1)の文章をかつて守屋美都雄氏は[5]、

(周君)曰、子爲寡人謀、且奈何、對曰、君謂景翠曰公爵爲執圭、官爲柱國、戰而勝、則無加焉矣、不勝則死、不如背秦。(戰國策)

とあるのや、

鄂君子晳親楚王母弟也、官爲令尹、爵爲執圭。(說苑 卷十一)

などを傍證として爵と官とが對應的序列をなしていると考えた。すなわち、引用文(1)を守屋氏は、

斬首の功のあった人は一律に爵を賜って、入官資格を得、その有爵者が入官するときはその上下に比例して適當な官が與えられることになっていたのであろう。

と和譯されており、西嶋定生氏も同樣に[6]、

斬首の功による賜爵はそれとともに任官の資格を與えるものであった。

と解せられた。嚴密に云うと、守屋氏は爵をば官の前提條件とみなし、西嶋氏もこれを踏襲されている。兩氏はいわば官と爵とを合せて一元的に把握されているとおもわれる。しかし、漢の初め、高祖の功臣たちは、

平曰、項王爲人敬愛人士之廉節、好禮者多歸之、至於行功賞、爵邑重之、士亦以此不附、今大王嫚而少禮、士之廉節者不來、然大王能饒人以爵邑、士之頑頓者利無恥者、亦多歸漢、誠各去兩短、集兩長、天下……定矣。

(漢書 卷四十 陳平傳)

とあるように、功を擧げて爵邑を求める頑頓者利無恥なる者が多かったという。この形勢の赴くところは韓信のごとく、功に見合って自ら齊の王たらんとするような人物の輩出することになる。天下の統一を企てながら、功臣を分封せざるを得ぬ自己矛盾に高祖は逢着していたのである。そのため爵の代りに官を授與していく方法を講じるにおよんで、一轉、中央集權化體制に向うことができた。高祖の諸功臣の官爵の例を擧げると、

人名	官・爵	對比表		
曹參	中涓 七大夫	五大夫	執帛	執珪
陳平	(項羽) 卿	(〃) 信武君	都尉 (〃)	都尉 (高祖)
周勃	中涓	五大夫	縣令	將軍 列侯
樊噲	舍人	國大夫	列大夫	上聞爵
	將軍			
酈商	信成君	將軍都尉 (〃)	右丞相 (列侯)	
夏侯嬰	太僕 七大夫	五大夫	執帛	縣令 執珪
灌嬰	中涓 七大夫	執帛	執珪	郎中

人名	對比表			
曹參	將軍 列侯	將軍中尉 (同上)	假左丞相 (同上)	
陳平	護軍中尉 (〃)	(〃) 列侯		
周勃				
樊噲	郎中	郎中騎將 賢成君	列侯	
酈商				
夏侯嬰	(爵封)	列侯		
灌嬰	中謁者 列侯	(〃)	御史大夫 (〃)	

| | | |

衛	戲車郎　中郎將
絹	
直	郎（文帝）　中大夫　御史大夫（景帝）
不	
疑	塞侯

右のように諸功臣の官と爵との對比が示される。これでみると、爵は本來、武功に授與されているのであり、この點で商鞅爵を承けついでいることがわかる。そして天下平定してより後は功次すなわち年功序列制が重んぜられ、それに伴う官位が優位をしめてきていることが推測されるのである。こうした讀みとりはさておいて、問題は官と爵とが一元的なものか否かということである。夏侯嬰の例では太僕から縣令に移り、再び太僕に復歸して官位の變動は少い。しかるに爵位は七大夫から上昇しつづけて列侯に至った。軍功の顯著なためであろう。傅寬の例では、魏の騎將から高祖の舍人に移るが、以後、右騎將ともとの位置に迄もどった。その間、爵は五大夫から關內侯、やがて列侯に到る。これも前例とほぼ同樣、そのもつ爵位は官位に大きな影響を與えていない。灌嬰の例では七大夫が中涓に見合っているが、夏侯嬰のばあい、七大夫は太僕にみあうばかりでなく、列侯とも見合っている。樊噲のばあい、爵・列侯に郎中が照應するが、灌嬰では執珪に見合い、劉敬では關內侯以下の爵と見合っている。都尉は陳平・鄭商のばあい關內侯と見合うが、申屠嘉のばあいそれ以下の爵でありながら、都尉に任ぜられている。このように漢初においては官職と爵位が對應するのは稀であって、爵と官の秩序は一應別系列の君臣關係の表現であった。すなわち、爵位は論功行賞であって、衆議を媒介とする客觀的基準があって定められる性格をもっていた。蕭何の論功が君臣間で議せられ、諸功臣の評價も仲々決らなかったと史書にしるすのもその證である。軍功の褒賞としての咫尺の地の獲得が豪桀たちの求めるところであり、その賞を提示して彼らを統御するのが君主の臣下支配の一樣式である。そのいみで爵秩序はこの時點では法家的思想にうらうちされており、これにたいして官位秩序は君主の家產の授與の性格をもつもので、儒家的思想にうらうちされているようにおもわれる。儒家の

叔孫通が戰亂時には武力の秀れたものを推擧し、平時になって門下生を郎官に推したエピソードはその傍證である。

このように君臣關係は爵と官位を媒介として二元的な系列をもっていたが、君主の統御策としては前者から後者への軌道修正が志向されていたのであって、その企圖は高祖によってみごとに達成され、統一的な帝國の基礎がうちかためられたのである。

所で君臣關係が初期において二元的構造をなしていたとすると先にふれた商君書および韓非子定法篇の爵制の史料の解釋はおのずから變更されねばならないであろう。定說化している嚴萬里、朱師徹[7]の「一」字は衍字とする見解は必ずしもとる必要はない。すなわち、明の天一閣本に明かに記されている「一」をそのまま生かして、

一に、庶子一人を除して……兵官の吏に入らしむ。

と讀むことができるのである。そうよんでこそ、韓非子定法篇の「爵一級」を得るばあいと、「官たらんと欲する者」との區別をする書きかたに、商君書境內篇の右の部分がまさしく照應することになるのである。「一」にと讀むと功を擧げた本人に代って庶子を吏とすることになる難點も生ずるが、「乞庶子」すなわち庶子を召しかかえることが商君の法によって許されているから、私屬たる庶子が主人の功に應じて代って吏となることは考えられないことではない。

さて、爵制が法家流に利用されたのは戰亂期の特殊狀況ともみられなくもないが、ともかく平時になると、運用の變化が生ずることになる。高祖五年夏五月に「兵皆罷歸家」（漢書卷一、下）となって、やがて詔によって、

……民前或相聚保山澤不書名數、今天下已定、令各歸其縣、復故爵田宅[1]……民以飢餓自賣爲人奴婢者、皆免爲庶人[2]、軍吏卒會赦其亡罪而亡爵、及不滿大夫者皆賜爵爲大夫[3]（如淳曰、軍吏卒會赦得免罪、及本無罪而亡爵級者、皆賜爵爲大夫。師古曰、大夫第五爵也。劉攽曰、豫謂有罪者會赦免罪而已、不得賜爵也、亡罪乃得爲大夫耳。先謙曰、此錄軍功、吏卒皆與有罪會赦、亦得賜爵、詳文義、如說是、劉說非也）、故大夫以上、賜爵各一級、其七大夫以上皆令食邑、非七大夫以下、皆復其身、及戶勿事（應劭曰、不輸戶賦也　如淳曰事謂役使也、師古曰、復其身、及一戶之內皆不徭賦也）。又曰、七大夫公乘以上皆高爵

也、諸侯子及從軍歸者甚多高爵、吾數詔、吏先與田宅、及所當求於吏者丞與、爵或人君上所尊禮、（師古曰、爵高有國邑者則自君其人、故云或人君也、上謂天子）久立、吏前曾不爲決甚亡謂也（師古曰、亡謂者失於事宜不可以訓）異日秦民爵、公大夫以上、令丞與亢禮（應劭曰、言從公大夫以上、民與令丞亢禮、亢禮者長揖不拜、師古曰、異日猶言往日也、亢者當也言高下相當無所卑屈不獨謂揖拜也）今吾於爵非輕也、吏獨安取此、且法以有功勞行田宅、今小吏未嘗從軍者多滿、而有功者顧不得・背公立私、守尉長吏敎訓甚不善。其令諸吏善遇高爵、稱吾意、且廉問、有不如吾詔者以重論之。

とあるように戰時～和平の狀況轉換における制度整理をおこなっている。史記高祖本紀に五月の條はごく簡單に、

兵皆罷歸家、諸侯子在關中者、復之十二歲、其歸者復之六歲、食之一歲。

と記し、先掲、引用文は全く見られない。從って、史・漢の對比はできないし、右、長文の內容は後代に整理したものも含まれるかも知れないが、ここでは文章自體の檢討がまず必要であろう。

右、引用文の云うところはまず、(1)故爵田宅の回復保障である。この故爵とは秦爵、楚爵等のいずれを指すか明示がないが、一般民衆のそれと思われるから秦爵の繼承・維持であろう。次に(2)自賣して奴婢となったものの恢復、すなわち庶人＝無爵者の形成である。次に(3)、爵・大夫を賜わるものの規定である。これは軍の吏卒で罪を許されたが、爵を失っている者と、大夫以下の爵有者を全體として大夫に格付けするという內容であり、これには四つの注釋があるが、如淳を是とする王先謙の說が妥當かとおもわれる。軍の吏卒で下位に當る者を第五爵に位置付けたとする解釋である。しかし、その措置は第五爵以上の者に不公平をきたすので、對策として(4)一級の累進付加が施されている。具體的には五爵の者を六爵に、六爵の者を七爵（七大夫）にすることに他ならない。(5)そしてこの七大夫以上の爵有者には食邑を附與することにし、(6)その戶には徭役免の特權を併せ與えたのである。

詔の前段はここでおわり、「又曰く」として後段にはいる。後段の(1)は七大夫・公乘の爵以上の者の扱いであるが、そのなかでも「諸侯子及從軍歸者」の措置が考慮されている。諸侯子を楚の子であると限定付きで解する周壽昌の見解もあ

るが、王先謙の言うとおりそれには餘り拘泥しなくてもよい。要するに、本籍地を離れて轉戰し、漸く歸還した者のための措置である。高爵の彼らに田宅を付與し、その求めを聞いて直ちに實行するようにという詔の趣旨である。その理由付けがそれ以下の文章内容を成す。すなわち爵は國邑をもつ者や天子の尊崇する對象であって、久しい傳統を維持している。吏が授爵の措置を急がないのは時宜に適しない。先般、秦の民爵たる公大夫以上の者は令丞と「長揖して拜せざる」權利を認められていた。いま自分（高祖）は爵を輕くみているのではないのに吏がそのように輕々しく扱うのは遺憾である。法に照しても功勞をあげれば田宅を褒賞することになっている。現在、小吏であって、かつて從軍したことのない者が田宅を私取し自ら滿足しており、軍功をたてたものが田宅を得ていないのは公に反し私を立てることであって、これはよくない。尉や長吏はその不善を敎戒して、高爵者を充分に待遇せよと詔は述べているのである。

全體の調子は高爵者つまり從軍の吏卒の優待を言うのであるが、實態としては授爵された者が多數いたこともあって、爵インフレのため實さい上、爵を輕んずる狀況が蔓延しており、爵に伴う田宅授與が實施困難をきたしていたようである。

以上のように高帝五年詔を分析するならば、漢初の身分秩序は、

庶人（無爵）・庶民（一～四爵）・軍吏卒（五・六爵）・高爵（七大夫以上）

のように編成されており、高爵者には民を支配する權利が認められている。「八年……春三月……爵非公乘以上、毋得冠劉氏冠」（漢書卷一、下）とある記事からも爵秩序はその服裝にまで及んでいたようである。そして「禮」の規定もここにあるところからみて、その爵秩序整理はかつての軍功爵の原理にたつものでなく、儒家的禮制＝周爵の傳統を復活させようとする意圖がみえるのである。漢代初頭に二元化した君臣關係は平時恢復とともにここに一元化が目指されたと理解してよいとおもわれる。

こうした方向は惠帝の時代により一段と明確になる。太子が帝位に就いた時、まず民一般に爵一級を賜うたのち、

中郎・郎中滿六歲爵三級、四歲二級、外郎滿六歲二級、中郎不滿一歲一級、外郎不滿二歲賜錢萬、宦官尙食比郎中、謁者・執循・執戟・武士騶比外郎、太子御驂乘賜爵五大夫、舍人滿五歲二級、賜給喪事者二千石錢二萬、六百石以上滿五百石、二百石以下至佐史五千、視作斥上者將軍四十金、二千石二十金、六百石以上六金、五百石以下至佐史二百、減田租復十五稅一、爵五大夫吏六百石以上、及宦皇帝而知名者有罪……。

との措置をおこなっている。これは高級官僚への出發點である郎官の爵秩序對應の規定であり、軍功授爵に代る文官としての年功序列方式である。官僚の位階と爵位との照應がここに大々的にはかられているのである。ここで年功序列の基準となっているのは何であろうか。爵名があきらかにされているのは「太子御驂乘、賜爵五大夫」であり、爵五大夫と吏六百石とがほぼみあうものとして並記されている。太子御驂乘が太子洗馬（漢書百官志卷十九上）に當るとすれば、張晏の註によって「秩比謁者」とあるから比六百石なのである。大凡六百石が五大夫に對應しているものとみてよいであろう。そうすると、議郎・中郎が秩比六百石、侍郎比四百石、郎中比三百石となり、議郎が爵五大夫（第九級）侍郎が第八級、郎中が第七級となる。惠帝五年五月丙寅の措置では中郎・郎中が滿六歲で三級、滿四歲で二級を受けるから、六年の年功で中郎は第十二級、郎中は第十級に達する。以後は官位上昇に伴って加爵されるのであろう。

このようにみると、惠帝の措置は高祖五年詔で定めた庶民・軍吏卒・高爵のうちの、高爵に當る者をどの官位に就けるかを詳細にしたもので、官と爵の一本化の前進を意圖するものであった。ここで一點留意すべきことは、「外郎不滿二歲、賜錢萬」の規定である。姚鼐の註によると、

此合十九等之爵遞加而上、故一級貴於萬錢、與元年民贖罪賣爵之級不同。

とある。元年の贖罪のための爵とは「冬、民有罪得買爵三十級以免死罪」とあるもので、これは二十等爵とは違うとしている。この姚氏の說をどう考えるべきか。先揭、惠帝元年條の註釋に、

應劭曰、一級直錢二千、凡爲六萬、若今贖罪入三十疋縑矣。

師古曰、令出買爵之錢以贖罪。

周壽昌曰、成帝鴻嘉三年、令民買爵、賈級千錢、蓋視惠帝時、每級又減去千錢矣。

などとみえる。贖罪のための爵は級千～二千ていどの値段であり、二十等爵との對應はよくわからないが、爵が金錢と一應の換算關係をもち始めているのは明らかである。姚氏は外郎が二年以内では授爵されないで錢萬を給付されているから、爵は萬錢以上の價値があったと考え、贖罪の爵とは異るとみている。この點についてはここでは述べない。

以上のように高祖五年五月詔、惠帝卽位五月丙寅條の措置についてみると、授爵をかなめとして勢力擴大をはかった高祖起兵から天下統一までの様子とちがい、官位を基本として爵制をそれに適合させる操作が行われるに到って、褒賞としての爵から禮制による爵へと轉換していく傾向があった。とは言え、爵が褒賞として使われてきた經緯から、これが錢と換算される狀態があらわれ、惠帝六年に賣爵令が出されているのである。そしてそれは民爵においておそらく可能だったのであり、高爵には及んでいないのではないか。文帝後六年夏の條にも賣爵を得る旨記されているが、それは旱・蝗にさいしての振貸に並行しているのである。王先謙が崔浩の註を引いて、

富人欲爵、貧人欲錢、故聽買賣。

というのが妥當な意見のようにおもわれる。

では庶民と高爵者の中國にある軍吏卒の爵は賣買可能なのか。武帝の元朔六年六月詔に、

今大將軍仍復克獲、斬首虜萬九千級、受爵賞而欲移賣者無所流貤（應劭曰……言軍吏士斬首虜爵級多無所移與、今爲置武功賞官爵多者分與父兄子弟及賣與他人也、師古曰、此說非也、許愼說文解字云、貤物之重次第也、此詔言欲移賣爵者無有差次、不得流行、故爲置官級也……）其議爲令、有司奏請置武功賞官以寵戰士。

とあり、匈奴との戰いでの受爵は應劭の云うように軍吏士であるが、その受けた爵は移與し得ない。そこで武功爵と名稱を改めて賣買、移讓のできるようにしようと言うのである。漢書食貨志には匈奴との戰いのため、

於是、大司農陳臧錢、經用賦稅既竭、不足以奉戰士、有司請令民得買爵、及贖禁錮、免臧罪、請置賞官、名曰武功爵、級十七萬、凡直三十餘萬金、諸買武功爵、官首者試補吏、先除千夫如五大夫、其有罪又減二等、爵得至樂卿、以顯軍功、軍功多用超等、大者封侯、卿大夫、小者郎、吏道雜而多端、則官職耗廢……。

と經營費不足のため爵を發賣して、贖罪用に使用させ、また高爵者は二十等爵にならって「補吏」せしめた。從來の軍吏士の爵の累積によって舊爵體制と切りはなして武功爵體制をつくりあげたわけである。褒賞制＝武功爵ということができよう。

四　「制」と土地所有額

ふたたび徙遷對象者の問題にもどろう。徙遷對象者は原則として年收益二十萬、貲產でいうと百萬錢以上の財產家であることをすでに明らかにしてきた。貲產は動產も不動產もふくんでいるが、不動產の要となる田土が貲產百萬のばあいどの程度の面積になるかをみると、史記貨殖列傳では、帶郭畝鐘の田なら十頃とあるのがひとつの目安となる。畝鐘とは畝當收穫六斛四斗で、これは土地が肥沃なばあいの特例とも云え、ふつうの地域では一斛ないし一斛五斗が收穫の平均なのである。その割合でいうと大體四十二頃程度が同じ收量を得るのに必要な地積である。

他方、居延漢簡から（勞榦、三七・三五）みると、

候長觻得広昌里　小奴二人直三萬
用馬五匹直二萬
宅一區萬
大婢一人二萬
牛車二兩直四千

田五頃五萬
公乘禮忠年卅　軺車一乘直萬
服牛二　六千
凡貲直十五萬

とあり、この財産と田土の比率を求めればよい。貲産十五萬で、そのうち土地は五頃五萬であるから、財産のうち三分の一が土地に該當することになる。居延での例ではいささか普遍性を缺くという問題點もあるが、一應の基準とみて比較すると、貲百萬のばあい、三分の一すなわち三十三頃の土地所有を想定することができる。このようにみてくると、中央集權策を阻害する貲産家と考えられている百萬長者のうち土地經營者でいうと、所有額三十頃以上を有する者がそれに該當するといえるであろう。

ところで漢代では土地は賣買され、兼併家が生れ、發展していったことは董仲舒上奏などでうかがわれるのであるが、それが自由な經濟活動として放置されていたかというと、そうではないようである。堀敏一氏が近著『均田制の研究』第一章でふれているように、「何らかの國家規制があった」形跡がある。さきにのべた田土三十頃以上のものを陵邑に移す政策は強權的ながら、ともかく制限令としての效果をもっていることははっきりしているが、そのほかに土地所有の規制をしめす史料がある。すなわち漢官儀にみえる「六條」である。これは地方監察官が中央政府より派遣されて、地方の非違を檢察する、その基準となる規定である。その第一條、第二條をみると、

一條　強宗・豪右田宅踰制。
二條　二千石不奉詔書、遵承典制。

とある。この第一條は田宅が制をこえたばあい、強宗・豪右を規制することをいみしている。堀氏はこれは具體的に制度があるのでなく、抽象的な規制だとされるが、筆者も大枠として、そうしたものだろうとおもう。ただ、この抽象的とい

う、そのいみするところをここでもう一歩深めて検討する必要があるのではなかろうか。制という言葉の使用例を検索すると、

數歲明習漢制及法令、上甚信任之。（漢書卷八一、孔光傳）

明習文法、練國制度。（同、卷八三、薛宣傳）

籍稅取民、不過常法、宮室車服不踰制度。（同、卷八五、谷永傳）

などにしめされるように、法と制、とは對照的に扱われている。とくに谷永傳では法と制はその適用對象がことなるのではないかとおもわれる表現をとっている。そうした視點からすると、漢書、卷九六(下)、西域傳にしるす衣服の制度が谷永傳と同じように、

後數來朝、賀樂漢衣服制度、歸其國如漢家儀。

と西域の國の制度として、儀禮に用いられたとしており、漢書外戚傳(下)には、

遂下詔曰、漢家之制、推親親以顯尊、定陶恭皇之號不宜……。

として漢家の制にもとずいて諡號の適否が論ぜられている。同傳にはこのほか、「丁姬死、葬踰制度」と葬儀も制度で規定されている。「踰越禮制」とも表現するが、この禮制こそが制の典型なのであろう。制が抽象的だとみなされるわけは結局、それが禮制全般にかかわるためであって、制が思想に基づく儀禮とわかちがたくふれあっているからであった。それゆえ、禮はともかくとして、制そのものは必しも抽象的だとわりきってしまうわけにはいかないのである。たとえば、漢書、卷六十　杜延年傳に、

大將軍鳳曰、禮壹娶九女……今九女之制合於往古、無害於今。

とみえるとおり、天子が九女をめとるのは禮制に合致するとしている。漢官解詁の記事は後漢代のものであるが、

後漢妾數無限別、乃制設正適、曰妃取小夫人不得過四十人。

と妾數を制して四十人以内にきめている。漢書、巻八四、翟方進傳では、

及後母終、既終三十六日、除服起視事、以爲身備漢相、不敢踰國家之制。

と三十六日の服喪をおえて、それを國家の制をこえずと表現している。ただみられるように、時代の變化によって、或は禮制の重視の度合によって、その數量規定は動いているのであって、法令のように一旦きまると變更のないかぎり不動の性格とはちがっている。不動でないといういみあいで、巨視的にみれば抽象的なのであるが、その制の適用される時點・現場においてはおのずと具體的になるのである。

右のとおりひろく禮制に關連する規定が制であることがあきらかになったが、田土についてもそれが禮制の視角からとらえられるばあいにはやはり、それを制とみなすのである。たとえば、漢書、巻九十九、王莽傳には、

今當受田者如制度、敢有非井田聖制……投諸四裔。

とみえるように井田聖制とか、受田者は制度に基いて給付をうけるとかしるしており、官僚の俸給のばあいでも彼らが公卿・大夫の稱號に示されるように、封建的禮制的身分に擬せられるときは、

莽下吏祿制度曰……自公卿以下一日之祿十綬布二匹、或帛一匹賦吏祿、皆如制度、四輔公卿大夫士、下至輿僚、凡十五等、僚祿一歲六十六斛、稍以差增……公卿大夫元士、食其采、多少之差咸有條品。

とあるように封建的な祿と呼稱され、制度や條品の規定をうける。この條品とは後漢書、巻五、安帝紀に、

元初五年詔曰、舊令制度各有科品。

とある科品と同様である。同、輿服志にも、

二千石以下各從科品。

とあり、後漢紀には、

今科條・品制・禁令所以承天順民者備矣。悉矣。

と科品が科條・品制の意味であることをさししめしている。

以上のようにみてくると、武帝期の部刺史が奉じたという詔條（六條）は田土の制限を規定する内容をもつが、その適用は禮制を亂すとみなしたばあい、その時點での田土制限が、それ以上の所有者にたいして發動されたものであろう。

漢書食貨志に、

賈人有市籍及家屬、皆無得名田、以便農敢犯令沒入田貨。

とあって商人の田土を沒收するばあい、令により、「今法律賤商人、商人已富貴矣……」とあって法律によって身分差を規定している。從って制による沒入田の規定は商人の購入した田土を指すのでなくて、農業經營をする豪右のうえにかかわってくるものであったことが明かになるであろう。この土地所有制限の六條はやがて、前漢末近く行なわれるはずであった限田制としてあらわれてくる。その內容は周知のものであるが、一部抄錄すると、

……諸侯王・列侯・公主・吏二千石及豪富民多畜奴婢、田宅無限、與民爭利……其議限列、有司上奏、諸王・列侯得名田……關內侯・吏民名田皆無得過三十頃……。（漢書　卷十一　哀帝紀）

とある。みられるように關內侯以下は三十頃以上の田土をもちえないことが上申されている。ここでなぜ三十頃という具體的な數字があらわれてきたのかが疑問となるであろう。この點はすでに述べてきたように、列侯が帝陵邑に移されるその理由は收益年百萬、田土を推定すると三十三頃であったが、その三十三頃に對應するのが、關內侯以下三十頃以內という限田制の規定であったとおもわれるのである。これが、爵制的土地所有制限の一つの目安になる。このように推論し、ここからみると、

詔書罷苑而以賜賢二千餘頃、均田之制從此墮壞。（孟康曰、自公卿以下至於吏民、名曰均田、皆有頃數於品制中、令均等）

（漢書　卷八六　王嘉傳）

とある均田之制とは、孟康が註するとおり、爵制＝品制に對應する土地所有數が規定されてあったと理解することがで

きる。

すでに曾我部靜雄[8]、堀敏一兩氏[9]はこの均田之制とは師丹の示した限田制を指しているとみた。「議限列」とある列は爵列のそれかとみられ、均田之制は右、限田制をもふくんでいると私もおもうが、ただ「均」と「限」ではその意味に多少のちがいがある。均は爵列に應ずる田土畝數の對應といういみであり、限列は均田が實施できないばあいに、爵制を觀念的には下敷きにしつつも、各爵ごとの對照を考えないで、大まかに制限する意味をこめているものとおもわれる。そもそも限田制は董仲舒も、

古井田法雖難卒行、宜少近古限民名田、以澹不足、塞幷兼之路。

といっているように井田・均田などの制が規定どおりおこなわれないときの、便宜的措置なのであった。これさえも前漢末では實行できなかったが、こうした爵制的思考は士大夫の思想における規律として底流しつづけたようで、

時中常侍蘇康・管霸用事於內、遂固天下良田美業山林湖澤、民庶窮困、州郡累氣、祐移書、所在依科品沒入之。

（後漢書　卷八七　劉祐傳）

とあるように制の細目である科品が禮制の具體化として觀念されていたことが知れる。制は法令のように明文化されないゆえに却って永い生命をもちつづけるともいえるのである。

しかし、そのような「制」であるとしても、士大夫の觀念に、妥當な土地所有額が一應存在していないと、「制を踰ゆ」との決斷は働かないはずである。先に掲げた均田之制には品制があって、一定の身分を有する者は一定の田土をもちうるとした孟康の注釋は貴重な示唆である。もちろん守屋美都雄氏もいうように漢代は爵・列侯・關內侯以外は無邑・無田であるから、國家の田土授與ということはありえなかったのであるが、私的な土地所有でも士大夫としてはその所有が際限のないものとはしておらず、爵制を底邊とした自己規制の力が士大夫の心のなかに不文律として働いていたのである。

別　表

	商鞅爵名	受爵條件		賞賜	身分	漢爵名	身分	「制」
1.	公　士	斬甲首	1	田1頃	士	公　士	庶民	六金（惠帝紀注）
2.	上　造	〃	2	〃2〃	〃	上　造	〃	〃（〃　〃）
3.	簪　裊	〃	3	〃3〃	〃	簪　裊	〃	十金
4.	不　更	〃	4	〃4〃	〃	不　更	〃	〃
5.	大　夫			〃5〃	大夫	大　夫	軍吏卒	
6.	官大夫			〃6〃	〃	官大夫	〃	
7.	公大夫			〃7〃	〃	公大夫	高爵	食邑（高紀下）
8.	公　乘			〃8〃	〃	公　乘	〃	禮忠5頃（居延簡）
9.	五大夫			300家	〃	五大夫	〃	張伯6頃（江陵簡）
10.	客　卿			600家	卿	左庶長	〃	10頃（漢書卜式傳）
11.	正　卿					右庶長		四十金（〃西南夷傳）
12.	左庶長					左　更		〃（〃循吏傳）
13.	右庶長					中　更		
14.	左　更					在　更		
15.	右　更					少上造		
16.	少良造					大上造		
17.	大良造					馬四車庶長		
18.						大庶長		
19.						關內侯		百金（漢書　趙食其傳　陳湯傳　黃霸傳）
20.						列　侯		

五　爵制と田土所有額の對應

別表にしめすように、形態上からみると、商鞅爵制が漢爵にほぼ移行していることがみてとれる。褒賞制としての爵は禮制的爵に變貌したが、それが從前の傳統を承けている以上、士大夫の觀念には舊制の規定が殘存しているのである。商鞅爵の第一～八爵までに一頃～八頃の田土所有額が對應する規定は漢代でもひきつがれている。ただ高祖が「其七大夫以上、皆令食邑」としたので、嚴密には第六爵まで一頃づつ累進の田土量が規定されたと考えられる。すなわち、庶民と軍吏卒の兩階層が田土をもって農耕に專念するものとみなされた。しかし、右、高祖の令は空文化されたとおもわれるから、高爵の階層の第七爵以上は別途、爵對應の田土數が定められなくてはならない。この點をここで明かにしておこう。

一つの目安として次の資料に注目したい。漢

書卷五八　卜式傳に、

上於是以式終長者、乃召拜式爲中郎、贈爵左庶長、田十頃。

とある。卜式は弟に田宅財物を讓ったり、貧民に錢を與えたりした人物であり、そのための表彰として爵・財が與えられたのである。ここには「爵左庶長・田十頃」の對應が示されている。左庶長は第十爵であるから十頃の田土の賜與があるのは商鞅爵の第八爵・八頃規定が第十爵・十頃まで延長されているのだとおもわれる。既に擧例した居延の禮忠のばあいは公乘であったから、第八爵・八頃でもよいはずだが、實は保有田は五頃であり、なお三頃をもつ餘裕をもっていたことになり、近出の江陵鳳凰山の張偃のばあい[10]、第九爵・九頃でもよいが、六・〇三頃であってなお三頃の餘裕がある。爵と田土の對應を示す資料は管見のかぎりでは右のようにごく少いが、黃金の賜與の例があるのでそれも參考にしてみたい。漢書、趙食其・陳湯・黃霸の諸傳でみると、關內侯では黃金百金の賜與が限度である。百金が凡そ三十頃に當ると計算すると、卜式が關內侯になったときの賜與「田十頃・金六十斤（金）」を田土で換算して、ほぼ三十頃に近接する額となるのである。その基準でみていくと、漢書西南夷傳では右庶長が四十金、同循夷傳では左更が四十金を拜した記事がある。このように十一・十二の爵が十三頃餘を田土としてもちうることとなり、爵級のナンバーより多少多めになってくるが、大體、爵級と田土頃數とが對應するという考えが士大夫層の觀念に固定するようになったとおもわれるのである。

結　語

帝陵に徙遷者を確保するのは中央政府の流通機構の把握のためだけでなく、大土地所有者を地方から中央に移して分解し、その私民を公民・小農化することによって齊民制を發展させる企圖を實現したものであった。兼ねて彼らを奉陵の民として帝室に忠誠を誓わせる效果もあわせ狙ったのである。徙遷者は官僚、爵保有者、財產家など諸階層の有力者をふくむもので多樣であるが、基底還元的にいうと歲入二十萬（資產百萬）田土所有額三十頃以上が標準とされていた。爵位者

と官位者の徙遷にかかわって、官と爵の關係をみると、漢初では一元的でなく、前者は中央集權化の方向性をもち、後者は分權化の方向性をもつ秩序形成要素であった。漢初、戰時下の權宜の措置として、爵授與を君主は勢力結集の手段としたが、中央集權化のためには官位による秩序を形成しなくてはならないので、やがて官秩序が君主の臣下統御の主軸となった。そしてそれに適合するように爵制があわせられていくのが漢帝國秩序の形成傾向であった。しかし、「封建的」傳統をもつ爵制は士大夫の觀念に底流し、豪族の伸長とそれに伴う分權的傾向の進展とともに、その重要性は復活せしめられてくる。それは私的土地所有制の內的自己規制につながり、君主と豪族の矛盾の調整的役割を果すこととなった。限田制、均田之制はまさしく皇帝制と豪族的土地所有の軋轢を回避するものとして、官僚によって提起されたものであった。

註

① 歷史學研究　二八四號。
② 『漢代社會經濟史研究』第四章。
③ ① 參照。
④ 板野長八『中國古代における人間觀の展開』第二十章二節。
⑤ 『中國古代の社會と國家』第四章三節。
⑥ 『中國古代帝國の形成と構造』第一章三節。
⑦ 『商君書解詁定本』。
⑧ 『均田法とその稅役制度』第一章。
⑨ 『均田制の研究』第一章。
⑩ 「文物」七四年六期、黃盛璋・弘一兩氏の論文參照。

The Making of the Ruling System by the Emperors in Han 漢 Dynasty

Takashi Yoshinami

The aim of removing the provincial men of influence to the environs of the Imperial mausoleum was not only to bring the order in circulation under the power of the former Han 漢 Government, but also to cultivate the small landowning farmers as the basis of the State ruling by transferring those great landholders to the central area and breaking the base of the local powers. Those who were forced to remove—the various influencials of all ranks—included officials, highly titled persons and merchants, but to paraphrase economically, the financial standings of them were property of one million qian 錢 or land of more than 30 qing 頃.

I must mention the difference between the official rank and the court rank, because among these immigrants there are two types, that is to say, high officials and highly titled persons. In the beginning of the former Han period, the official rank has a tinge of the centralization of power, while the court rank has a touch of the decentraliztion of power, because the former guaranteed estates and the latter guaranteed salaries. Roughly speaking, in those days, when battle was the order of the day, the government tried to concentrate powers by endowing the court ranks, but once the peace was recovered, they converted into the policy of establishing the order by the official ranks.

But since the middle of the Han period, the court rank was attached importance to, as the result of the extention of powerful local families' influence and it became to show a permitted limit of the private landholding; the system of court rank came to fulfill a function of controlling both the Emperor's ideal of centralization and the actuality of decentralization and of great landholdings by local influencials. We can see as its evidence that in Xian-tian-zhi 限田制 and Jun-tian-zhi-zhi 均田之制 at the end of the fomer Han, they used the system of court rank in the land planning.